

第6章 概算事業費

1. 施設整備費

床面積を7,600㎡(地上部分)+地下部分と設定した上で、本事業をPFI-BTO方式により実施した場合の施設整備費は、約79億円(基本設計費、実施設計費、建設費等)と想定しています。試算にあたってはSPC関連費を除き、PFI-BTO方式での民間の創意工夫による効率化として、従来方式に対して一定の削減効果を見込んでいます。なお、施設整備費は現時点での概算であり、今後さらに具体的な検討を進めていく中で変更となる可能性があります。

また、資金調達については、国の補助制度等を最大限に活用した上で、残りを市債と一般財源で賄います。

2. 国の補助制度等の活用

本市の児童相談所と一時保護所の施設整備については、以下の国の補助制度等を積極的に活用します。

【図表54】次世代育成支援対策施設整備交付金等の概要

	整備費
児童相談所	○一般財源 ※平成30年度(2018年度)から、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられている。また、残余の1/2部分についても90%が地方債の対象となり、その元利償還金の50%について地方交付税措置が講じられる。
一時保護所	○国庫補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金) 令和5年度(2023年度)補助単価 基本分:定員1人あたり約706万円(国1/2、市1/2) 加算分:定員1人あたり約155万円(国1/2、市1/2) ※加算分は個室化、ユニット化等に係るもの ○一般財源 ※整備にかかる自治体負担分(補助基本額の1/2部分)について、地方債が充当でき(90%)、その元利償還金の50%について地方交付税措置が講じられる。

※なお、図書館については国庫補助制度はないが、交付税措置のある地方債の活用を検討する。